

### 8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	製 造 場 ( 課 税 )	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量				販 売 業 者 の 販 売 数 量		平成19年3月31日現在 販 売 業 者 の 手 持 数 量	消 費 者 に 対 す る 販 売 数 量 計 ①+②	
		製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者 ①	販 売 業 者	消 費 者 ②			
清 酒	kℓ 202	kℓ 1,104	kℓ 19,828	kℓ 7,138	kℓ 1,129	kℓ 63,833	kℓ 43,690	kℓ 6,264	kℓ 44,818	
合 成 清 酒	X	X	X	X	X	7,858	3,249	337	3,251	
連 続 式 蒸 留 し ょ う ち ゅ う	X	X	X	X	X	31,444	13,062	1,970	13,075	
単 式 蒸 留 し ょ う ち ゅ う	195	21	1,072	276	97	67,713	42,853	6,018	42,949	
み り ん	-	2,453	1,237	53	45	11,927	7,014	646	7,059	
ビ ー ル	13	91,112	88	178	296	450,401	184,757	11,228	185,053	
果 実 酒	5	7,375	188	133	317	11,562	7,928	1,935	8,245	
甘 味 果 実 酒	-	72	215	3	122	1,172	597	222	719	
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	6,744	3,178	985	3,178	
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	1,532	817	244	817	
発 泡 酒	7	93,424	5	14	23	267,425	102,194	6,987	102,217	
原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ピ リ ッ ツ	-	653	2	-	1	10,403	3,696	640	3,697	
リ キ ュ ー ル	1	48,226	533	157	77	94,409	39,596	4,518	39,673	
そ の 他 の 醸 造 酒	}	2	86,700	7	4	5	160,331	67,810	3,853	67,814
粉 末 酒 ・ 雑 酒										
合 計	425	331,151	27,756	8,013	2,128	1,186,750	520,436	45,846	522,563	

調査期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間の販売（消費）数量を示したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平成 14 年 度	61,372	3,387	45,856	247,117	211,780	569,529
平成 15 年 度	55,909	3,366	51,015	225,754	208,192	544,240
平成 16 年 度	51,102	3,305	55,192	211,903	217,593	539,094
平成 17 年 度	47,438	3,419	55,977	196,871	235,125	538,826
平成 18 年 度	44,818	3,251	56,024	185,053	233,419	522,563

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである

(注) 2 しょうちゅうの販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計（平成17年度以前の計数については甲類及び乙類の合計）である。

(3) 酒類別酒類取替(消費)数量

税務署名	清酒	合成清酒	進式酒類 しょうちゆう	進式酒類 しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	原料用 アルコール	発泡酒	その他の 醸造酒	スピリッツ	リキュール	粉末酒	雑酒	合計	署名
鳥取	1,839	147	325	1,045	204	5,615	194	12	109	18	-	3,541	1,876	82	1,370	-	74	16,451	鳥取
米子	1,713	305	555	1,355	340	6,043	270	21	128	25	0	3,060	2,684	111	1,371	0	84	18,065	米子
倉吉	985	63	141	634	145	2,823	81	6	44	8	0	1,644	990	34	583	0	171	8,352	倉吉
<b>鳥取県計</b>	<b>4,537</b>	<b>515</b>	<b>1,021</b>	<b>3,034</b>	<b>689</b>	<b>14,481</b>	<b>545</b>	<b>39</b>	<b>281</b>	<b>51</b>	<b>0</b>	<b>8,245</b>	<b>5,550</b>	<b>227</b>	<b>3,324</b>	<b>0</b>	<b>329</b>	<b>42,868</b>	<b>鳥取県計</b>
松江	2,141	164	318	1,838	292	6,143	247	30	124	17	-	2,751	2,291	111	1,044	-	71	17,583	松江
浜田	717	56	263	674	93	2,537	63	16	38	8	-	1,435	1,026	24	450	0	-	7,400	浜田
出雲	1,265	87	255	1,258	227	4,105	283	147	58	7	0	1,946	1,658	44	626	-	19	11,886	出雲
益田	554	31	208	503	55	1,791	50	10	25	9	0	1,038	690	18	331	-	0	5,313	益田
石見大田	310	23	91	242	43	947	21	7	13	4	-	563	436	15	171	-	27	2,912	石見大田
大東	618	39	78	410	46	1,313	39	10	12	1	-	544	417	9	150	-	50	3,736	大東
新郷	284	10	72	174	39	731	10	3	7	1	-	280	106	6	83	-	14	1,820	新郷
<b>鳥取県計</b>	<b>5,889</b>	<b>410</b>	<b>1,285</b>	<b>5,099</b>	<b>795</b>	<b>17,567</b>	<b>713</b>	<b>223</b>	<b>277</b>	<b>47</b>	<b>0</b>	<b>8,557</b>	<b>6,624</b>	<b>227</b>	<b>2,855</b>	<b>0</b>	<b>181</b>	<b>50,750</b>	<b>鳥取県計</b>
岡山東	1,568	121	430	1,526	417	8,888	381	16	158	59	-	3,324	2,635	168	1,858	-	38	21,587	岡山東
岡山西	1,644	124	455	1,613	295	7,532	491	31	150	36	-	4,060	2,808	164	2,071	-	73	21,547	岡山西
西大寺	616	31	166	494	81	1,625	85	4	36	6	-	1,204	1,019	46	572	-	19	6,060	西大寺
瀬戸	637	35	157	450	73	1,893	110	5	36	6	-	1,287	852	30	508	-	27	6,106	瀬戸
児島	438	28	86	390	84	1,588	88	4	25	58	1	947	550	28	371	-	67	4,733	児島
倉敷	1,880	158	646	1,902	293	7,966	364	20	157	40	1	5,061	3,434	244	2,333	-	247	24,658	倉敷
玉島	639	44	193	492	124	1,613	52	4	29	5	-	1,151	867	54	504	-	19	5,700	玉島
津山	1,398	60	232	1,035	159	4,197	169	10	94	15	-	2,152	1,534	54	1,088	-	91	12,288	津山
玉野	319	11	61	282	40	937	37	3	18	4	-	581	478	26	230	-	9	3,016	玉野
笠岡	636	30	144	504	86	1,882	60	12	30	6	1	921	623	34	385	-	100	5,454	笠岡
高梁	288	5	18	227	35	818	13	2	10	1	-	251	115	4	141	-	43	1,971	高梁
新見	264	13	48	281	22	794	14	3	8	2	2	291	191	6	122	-	33	2,094	新見
久世	494	18	69	365	59	1,274	29	3	14	3	-	576	344	8	248	-	36	3,540	久世
<b>岡山県計</b>	<b>10,830</b>	<b>678</b>	<b>2,705</b>	<b>9,541</b>	<b>1,768</b>	<b>40,887</b>	<b>1,893</b>	<b>117</b>	<b>765</b>	<b>241</b>	<b>5</b>	<b>21,866</b>	<b>15,450</b>	<b>866</b>	<b>10,431</b>	<b>-</b>	<b>802</b>	<b>118,845</b>	<b>岡山県計</b>
広島東	1,437	123	365	1,412	216	12,719	729	28	239	54	-	2,462	1,225	292	1,377	-	49	22,728	広島東
広島南	745	49	286	928	114	3,706	157	7	66	14	-	2,584	1,418	96	934	-	40	11,143	広島南
広島西	1,313	146	413	1,729	432	11,291	682	56	125	24	0	4,190	1,989	161	1,750	0	83	24,383	広島西
広島北	1,611	94	693	2,169	336	7,065	416	22	138	27	0	6,184	3,523	211	2,000	-	99	24,587	広島北
呉	1,448	80	402	1,189	195	5,946	208	16	103	40	-	3,936	1,930	104	1,335	-	11	16,837	呉
竹原	333	22	66	288	43	1,159	25	3	19	6	0	609	366	22	238	-	1	3,174	竹原
三原	647	29	162	578	78	2,463	107	6	49	14	0	1,274	985	44	581	-	5	7,022	三原
尾道	1,012	61	250	974	136	3,887	149	10	63	16	-	2,043	1,444	84	873	-	49	11,051	尾道
福山	2,009	177	605	2,439	411	10,412	429	27	166	38	-	5,073	4,232	293	2,342	-	60	28,623	福山
府中	529	23	111	687	71	2,133	51	7	29	5	0	1,158	995	30	410	0	10	6,240	府中
三次	476	19	78	404	48	1,711	174	5	21	5	-	821	471	22	259	-	32	4,545	三次
庄原	364	16	89	271	35	1,082	27	4	16	2	-	573	307	22	183	-	22	3,013	庄原
西条	1,200	51	310	890	132	4,277	184	17	69	15	-	2,917	1,686	115	1,081	-	22	12,975	西条
廿日市	1,046	68	514	1,162	170	3,964	205	12	85	14	-	3,690	2,215	149	1,297	-	31	14,623	廿日市
海田	937	52	339	1,098	110	3,915	219	10	82	15	-	3,531	2,631	123	1,121	-	116	13,699	海田
吉田	281	10	86	213	14	818	19	3	12	2	0	558	329	9	159	-	14	2,528	吉田
<b>広島県計</b>	<b>15,397</b>	<b>1,020</b>	<b>4,763</b>	<b>16,411</b>	<b>2,541</b>	<b>76,448</b>	<b>3,781</b>	<b>233</b>	<b>1,282</b>	<b>291</b>	<b>0</b>	<b>41,597</b>	<b>25,146</b>	<b>1,687</b>	<b>15,940</b>	<b>0</b>	<b>644</b>	<b>207,180</b>	<b>広島県計</b>
下関	1,332	136	634	1,756	227	6,748	293	14	136	34	-	4,378	2,497	130	1,409	-	38	19,762	下関
宇部	842	82	298	1,158	148	4,363	183	13	71	21	-	3,026	1,672	84	885	-	43	12,889	宇部
山口	972	96	348	1,194	199	4,482	242	17	72	21	0	2,633	1,818	102	949	0	39	13,184	山口
萩	499	35	184	377	54	1,786	33	5	21	4	0	766	521	17	262	-	39	4,603	萩
徳山	1,074	73	472	1,280	173	5,040	186	16	85	32	-	2,968	1,757	98	1,014	-	18	14,286	徳山
防府	668	30	316	625	105	2,908	83	7	33	12	0	1,657	1,029	70	634	0	112	8,289	防府
岩国	1,190	58	380	891	132	3,890	120	13	62	34	0	2,295	968	77	754	0	49	10,913	岩国
光	444	34	224	449	72	1,559	57	7	26	8	0	1,247	707	35	370	0	6	5,245	光
長門	242	25	140	229	44	1,253	27	2	15	5	-	582	394	15	174	-	11	3,158	長門
柳井	427	28	121	366	54	1,510	38	7	22	9	0	796	386	15	248	0	13	4,038	柳井
厚狭	475	31	184	539	58	2,131	53	6	30	7	0	1,604	944	42	424	-	27	6,553	厚狭
<b>山口県計</b>	<b>8,165</b>	<b>628</b>	<b>3,301</b>	<b>8,864</b>	<b>1,266</b>	<b>35,670</b>	<b>1,313</b>	<b>107</b>	<b>573</b>	<b>187</b>	<b>0</b>	<b>21,952</b>	<b>12,693</b>	<b>685</b>	<b>7,123</b>	<b>0</b>	<b>395</b>	<b>102,920</b>	<b>山口県計</b>
<b>総計</b>	<b>44,818</b>	<b>3,251</b>	<b>13,075</b>	<b>42,949</b>	<b>7,059</b>	<b>185,053</b>	<b>8,245</b>	<b>719</b>	<b>3,178</b>	<b>817</b>	<b>5</b>	<b>102,217</b>	<b>65,463</b>	<b>3,692</b>	<b>39,673</b>	<b>0</b>	<b>2,351</b>	<b>522,563</b>	<b>総計</b>

(注) この表は「(1) 酒類別取替(消費)数量」の「消費者に対する販売数量(県別)」欄を税務署別に示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)					
清 酒	279	1	14	-	114	8	70	21	20	13	3	4	2	-	-	11	266	6	260	7	261	
合 成 清 酒	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	1	-	1	2	
連続式蒸留しょうちゅう	3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	2	-	2	3	
単式蒸留しょうちゅう	76	1	-	1	56	1	12	5	-	1	-	-	-	-	-	1	76	3	9	3	76	
み り ん	15	-	-	-	6	2	4	-	-	-	-	-	1	1	-	1	15	1	4	1	14	
ビ ー ル	21	-	-	3	3	-	10	2	1	-	-	-	1	-	1	-	18	2	15	2	17	
果 実 酒	29	3	-	-	22	2	3	2	-	1	-	-	-	1	-	1	32	14	19	12	29	
甘 味 果 実 酒	9	23	-	2	27	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	30	10	1	9	28	
ウ イ ス キ ー	2	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	1	2	
ブ ラ ン デ ー	3	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3	1	-	1	2	
原 料 用 アル コ ー ル	3	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	3	1	1	1	2	
発 泡 酒	18	272	13	4	267	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	273	6	3	8	265
そ の 他 の 醸 造 酒	18	272	14	-	274	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	276	9	6	10	268
ス ビ リ ッ ツ	10	320	13	-	315	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	317	12	2	14	300	
リ キ ュ ー ル	62	250	15	4	274	3	9	1	-	-	-	1	1	2	1	1	293	12	9	12	280	
粉 末 酒	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	1	1	
雑 酒	-	320	13	-	306	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	307	11	-	13	292	
合 計	551	1,462	82	14	1,673	19	111	33	21	17	3	7	6	4	4	19	1,917	93	329	98	1,842	
各酒類を通じたもの	平成14年度				90	24	102	33	34	20	6	5	5	1	3	41	364	17		19	317	
	平成15年度				87	20	110	33	25	18	6	5	5	3	2	35	349	17		20	337	
	平成16年度				109	15	100	32	20	14	4	4	6	2	2	35	343	19		23	328	
	平成17年度				113	20	104	28	22	14	1	4	5	2	2	22	337	25		25	320	
	平成18年度				137	13	92	26	20	14	2	4	5	3	2	11	329	19		19	312	

調査対象等：平成19年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成18年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類のびん詰	共同のびん詰			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	場	場	場	場	場	場	場	場
合成清酒	-	-	-	24	17	-	41	35
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	17	-	-	17	-
単式蒸留しょうちゅう	-	-	1	20	8	-	29	3
みりん	-	-	-	18	-	-	18	-
ビール	1	-	-	20	1	-	22	7
果実酒	-	-	-	17	-	-	17	-
甘味果実酒	-	-	-	17	-	-	17	-
ウイスキー	-	-	-	21	1	-	22	-
ブランドー	-	-	-	21	-	-	21	-
原料用アルコール	-	-	-	15	2	-	17	1
発泡酒	-	-	-	23	16	-	39	-
その他の醸造酒	-	-	-	23	16	-	39	-
スピリッツ	2	-	-	23	19	-	44	2
リキュール	1	-	-	23	17	-	41	1
粉末酒	-	-	-	17	-	-	17	-
雑酒	1	-	-	23	16	-	40	-
合計	5	-	1	342	114	-	462	49
うち実蔵置場数	2	-	1	24	22	-	49	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成19年3月31日

用語の説明：1 酒母とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
3	7

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	12	-
もろみ	43	3

## (3) 販売業免許場数

区 分		本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計			
販卸 売売 方に 法に 限る 条件 の旨 が条 件が 付さ れて 付て され ない てい るも の及 びの	全 酒 類	場 50	場 337	場 387	場 33	者 290	
	ビ ー ル	3	79	82	7	52	
	洋 酒	6	55	61	3	55	
	輸 出 入 酒 類	11	24	35	2	19	
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	2	15	17	-	5
		合成清酒・しょうちゅう	-	5	5	-	-
		ビ ー ル	-	13	13	-	-
		洋 酒	-	6	6	1	-
		計	2	39	41	1	5
	そ の 他 の 酒 類	3	10	13	1	8	
	合 計	75	544	619	47	429	
合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	20	2	22	1	21	
	卸売業者の共同購入機関	1	-	1	-	1	
	製造者の共同販売機関	-	-	-	-	-	
販の 売条 件が 法に 付に され 小売 てに 限る るも の旨 の	全 酒 類	一 般 の も の			13,292	801	10,049
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			30	-	10
		計			13,322	801	10,059
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			377	27	227
		期 限 付			-	-	-
		特 殊 の も の			13	-	8
		通信販売だけのもの			11	1	7
		薬用酒だけのもの			1,057	2	1,052
		計			1,458	30	1,294
	合 計			14,780	831	11,353	
	媒 介 業			22	-	6	
	代 理 業			-	-	-	

調査時点：平成19年3月31日

用語の説明：

- 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
- 2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。  
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
- 3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
- 4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

